

業 務 連 絡
令 和 8 年 3 月 4 日

各 自動車整備振興会 御中

一 般
社団法人 日本自動車整備振興会連合会
教育・技術部

審査事務規程（交通研部分）の一部改正について

前略 今般、独立行政法人自動車技術総合機構より、審査事務規程の一部改正等がありましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

- 別紙 1 : 改正概要等
- 別紙 2 : 審査事務規程（第 7 1 次改正新旧対照表）
- 別紙 3 : 自動車等の先行受託試験実施要領（新旧対照表）
- 別紙 4 : 審査関係連絡事項について（新旧対照表）

以上

（本件に関する問い合わせ：日整連 教育・技術部 技術課 小山、日下部、岩堀）

令和 8 年 3 月 2 日
交通安全環境研究所
自動車認証審査部

審査事務規程（交通研部分）の一部改正について

1. 背景

道路運送車両法の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）の一部改正（令和 8 年国土交通省令第 9 号）、道路運送車両の保安基準第五十八条の三第一項に規定する国土交通大臣が定める自動車及び第四項に規定する国土交通大臣の行う認定に関し必要な事項を定める告示の制定（令和 8 年国土交通省告示第 279 号）等に伴い、下記の規程等を改正する。

2. 内容

（1）「審査事務規程」（平成 28 年 4 月 1 日 規程第 2 号）

① 審査の実施方法の見直し

審査の実施方法に道路運送車両の保安基準第 58 条の 3 の規定による自動車の認定要領（以下「認定要領」という。）を追加する改正を行う。

② 審査結果の通知方法の見直し

認定要領に基づき国土交通大臣への審査結果の通知方法を追加する改正を行う。

（2）「審査関係連絡事項」（平成 28 年 4 月 1 日 自交審第 36 号）

① 用語の定義の見直し

用語の定義に認定要領を追加する改正を行う。

② 審査に係る書面関係の見直し

認定要領に基づく書面の提出日を追加する改正を行う。

（3）「自動車等の先行受託試験実施要領」（平成 28 年 4 月 1 日 所長通達第 1 号）

先行受託試験期間契約に係る誤記修正を行う。

3. 関連する法令等

- ・道路運送車両の保安基準及び道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令
(令和8年2月16日国土交通省令第9号)
- ・道路運送車両の保安基準第五十八条の三第一項に規定する国土交通大臣が定める自動車及び第四項に規定する国土交通大臣の行う認定に関し必要な事項を定める告示
(令和8年2月16日国土交通省告示第279号)
- ・道路運送車両の保安基準第58条の3の規定による自動車の認定要領(依命通達)
(令和8年2月16日国自審第2560号)

4. 施行日

令和8年3月2日

以上

「審査事務規程」(平成 28 年 4 月 1 日規程第 2 号) 第 71 次改正新旧対照表

令和 8 年 3 月 2 日改正

新			旧		
独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程			独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程		
目次 (略)			目次 (略)		
第 1 章 総則			第 1 章 総則		
1-1~1-2 (略)			1-1~1-2 (略)		
1-3 用語の定義			1-3 用語の定義		
この規程における用語の定義は、次に定めるところによる。			この規程における用語の定義は、次に定めるところによる。		
分類	用語	内容	分類	用語	内容
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
た	(略)	(略)	た	(略)	(略)
	(削除)	(削除)		大臣認定要領	道路運送車両法の保安基準第 56 条第 4 項の規定による試験自動車の認定要領について (平成 14 年 10 月 25 日付国自審第 883 号) 別添の道路運送車両の保安基準第 56 条第 4 項の規定による試験自動車の認定要領をいう。
	(略)	(略)		(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
1-3-1 (略)			1-3-1 (略)		
1-4~1-6 (略)			1-4~1-6 (略)		
第 2 章 自動車の型式の指定等に係る審査の実施方法			第 2 章 自動車の型式の指定等に係る審査の実施方法		
2-1 審査の開始			2-1 審査の開始		
審査は、原則として、国土交通大臣から申請書等を受領した旨連絡があり、かつ、申請者等から審査に係る書面の提出があったときに開始するものとする。			審査は、原則として、国土交通大臣から申請書等を受領した旨連絡があり、かつ、申請者等から審査に係る書面の提出があったときに開始するものとする。		
2-2 審査の実施方法			2-2 審査の実施方法		
(1) 法、施行規則及び保安基準によるほか、次に掲げる法令等に基づき、自動車、共通構造部及び自動車の装置 (以下第 2 章において「自動車等」という。) 並びに業務管理システムの審査を実施するものとする。			(1) 法、施行規則及び保安基準によるほか、次に掲げる法令等に基づき、自動車、共通構造部及び自動車の装置 (以下第 2 章において「自動車等」という。) 並びに業務管理システムの審査を実施するものとする。		
① 自動車型式指定規則			① 自動車型式指定規則		
② 共通構造部型式指定規則			② 共通構造部型式指定規則		
③ 装置型式指定規則			③ 装置型式指定規則		
④ 燃費算定等に関する省令			④ 燃費算定等に関する省令		

新	旧
<p>⑤ 自動車の特定改造等の許可に関する省令 ⑥ 細目告示 ⑦ 適用関係告示 ⑧ 燃費算定等に関する告示 ⑨ 長距離耐久告示 ⑩ 自動車の特定改造等の許可に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示 ⑪ 技術基準通達 ⑫ 審査基準通達 ⑬ 自動車型式認証実施要領 ⑭ 共通構造部型式指定実施要領 ⑮ 共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領 ⑯ 共通構造部（協定規則第0号）型式認証実施要領 ⑰ 装置型式指定実施要領 ⑱ 輸入自動車特別取扱制度 ⑲ <u>道路運送車両の保安基準第56条第4項の規定による試験自動車の認定要領</u> ⑳ <u>道路運送車両の保安基準第58条の3の規定による自動車の認定要領</u> ㉑ 自動車の特定改造等の許可実施要領 ㉒ 自動車の特定改造等の許可に関する省令及び自動車の特定改造等の許可に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定めるものについて（依命通達） ㉓ その他自動車等及び業務管理システムの審査に係る通達</p> <p>(2) ～ (5) (略)</p> <p>2-3～第11章 (略)</p> <p>様式1～様式4 (略)</p> <p><u>様式5-1</u> 道路運送車両の保安基準第56条第4項の規定に基づく試験自動車の審査結果通知書</p>	<p>⑤ 自動車の特定改造等の許可に関する省令 ⑥ 細目告示 ⑦ 適用関係告示 ⑧ 燃費算定等に関する告示 ⑨ 長距離耐久告示 ⑩ 自動車の特定改造等の許可に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示 ⑪ 技術基準通達 ⑫ 審査基準通達 ⑬ 自動車型式認証実施要領 ⑭ 共通構造部型式指定実施要領 ⑮ 共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領 ⑯ 共通構造部（協定規則第0号）型式認証実施要領 ⑰ 装置型式指定実施要領 ⑱ 輸入自動車特別取扱制度 ⑲ <u>大臣認定要領</u> <u>(追加)</u> ㉑ 自動車の特定改造等の許可実施要領 ㉒ 自動車の特定改造等の許可に関する省令及び自動車の特定改造等の許可に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定めるものについて（依命通達） ㉓ その他自動車等及び業務管理システムの審査に係る通達</p> <p>(2) ～ (5) (略)</p> <p>2-3～第11章 (略)</p> <p>様式1～様式4 (略)</p> <p><u>様式5</u> 道路運送車両の保安基準第56条第4項の規定に基づく試験自動車の審査結果通知書</p>

新	旧
<p><u>様式 5-1</u> (3-1 関係)</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>国土交通大臣 殿</p> <p style="text-align: center;">独立行政法人 自動車技術総合機構理事長</p> <p>道路運送車両の保安基準第 56 条第 4 項の規定に基づく試験自動車の 審査結果通知について</p> <p>年 月 日付け 号にて審査依頼がありました、下記に掲げる車 名及び型式の試験自動車について指示内容を審査した結果、「道路運送車両の保安基 準」(昭和 26 年運輸省令第 67 号)の規定に適合 {する/しない} と判断したので通 知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p style="text-align: center;">車名 型式</p> <p style="text-align: center;">{保安基準の緩和を要する項目}</p> <p style="text-align: center;">{審査に関する所見等}</p>	<p><u>様式 5</u> (3-1 関係)</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>国土交通大臣 殿</p> <p style="text-align: center;">独立行政法人 自動車技術総合機構理事長</p> <p>道路運送車両の保安基準第 56 条第 4 項の規定に基づく試験自動車の 審査結果通知について</p> <p>年 月 日付け 号にて審査依頼がありました、下記に掲げる車 名及び型式の試験自動車について指示内容を審査した結果、「道路運送車両の保安基 準」(昭和 26 年運輸省令第 67 号)の規定に適合 {する/しない} と判断したので通 知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p style="text-align: center;">車名 型式</p> <p style="text-align: center;">{保安基準の緩和を要する項目}</p> <p style="text-align: center;">{審査に関する所見等}</p>
<p><u>様式 5-2 道路運送車両の保安基準第 58 条の 3 第 1 項の規定に基づく自動車の審査結果 通知書</u></p> <p><u>様式 5-2</u> (3-1 関係)</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>国土交通大臣 殿</p> <p style="text-align: center;">独立行政法人 自動車技術総合機構理事長</p>	<p><u>(追加)</u></p>

新	旧				
<p data-bbox="273 220 1008 277">道路運送車両の保安基準第 58 条の 3 第 1 項の規定に基づく自動車の 審査結果通知について</p> <p data-bbox="176 312 1090 437">年 月 日付で から申請がありました、下記に掲げ る車名及び型式の自動車について、該当する保安基準の項目を審査した結果、「道路運 送車両の保安基準」(昭和 26 年運輸省令第 67 号)の規定に適合 {する/しない} と 判断したので通知します。</p> <p data-bbox="618 472 649 494">記</p> <table border="0" data-bbox="412 533 647 622"> <tr> <td data-bbox="412 533 470 558">車名</td> <td data-bbox="557 533 616 558">型式</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="412 596 647 622">{審査に関する所見等}</td> </tr> </table> <p data-bbox="161 692 380 715">様式 6～様式 8 (略)</p>	車名	型式	{審査に関する所見等}		<p data-bbox="1128 692 1348 715">様式 6～様式 8 (略)</p>
車名	型式				
{審査に関する所見等}					

附則(令和 8 年 3 月 2 日規程第 35 号)

この規程は、令和 8 年 3 月 2 日から施行する。

「自動車等の先行受託試験実施要領」（平成 28 年 4 月 1 日所長通達第 1 号）新旧対照表

令和 8 年 3 月 2 日改正

新	旧
<p style="text-align: center;">自動車等の先行受託試験実施要領</p> <p>第 1 条～第 8 条（略）</p> <p>様式 1～様式 2-1（略）</p> <p>様式 2-2</p> <p>第 1 条～第 14 条（略）</p> <p>（本契約終了の効果）</p> <p>第 15 条 事由の如何を問わず、第 7 条第 2 項、第 7 条第 3 項、<u>第 9 条第 5 項</u>、第 10 条、第 11 条、第 12 条第 2 項、第 13 条、第 14 条、本条、第 16 条の各規定は、本契約終了後も有効に存続する。</p> <p>第 16 条（略）</p> <p>様式 3～様式 6（略）</p> <p>（別添）（略）</p> <p>別表（略）</p>	<p style="text-align: center;">自動車等の先行受託試験実施要領</p> <p>第 1 条～第 8 条（略）</p> <p>様式 1～様式 2-1（略）</p> <p>様式 2-2</p> <p>第 1 条～第 14 条（略）</p> <p>（本契約終了の効果）</p> <p>第 15 条 事由の如何を問わず、<u>第 6 条第 5 項</u>、第 7 条第 2 項、第 7 条第 3 項、第 10 条、第 11 条、第 12 条第 2 項、第 13 条、第 14 条、本条、第 16 条の各規定は、本契約終了後も有効に存続する。</p> <p>第 16 条（略）</p> <p>様式 3～様式 6（略）</p> <p>（別添）（略）</p> <p>別表（略）</p>

附則（令和 8 年 3 月 2 日所長通達第 1275 号）

この規程は、令和 8 年 3 月 2 日から施行する。

「審査関係連絡事項について」(平成 28 年 4 月 1 日 自交審第 36 号) 新旧対照表

令和 8 年 3 月 2 日改正

新	旧
<p style="text-align: center;">審査関係連絡事項</p> <p>1. 用語の定義</p> <p>本文における用語の定義は、次に定めるところによります。</p> <p>(1) ～ (14) (略)</p> <p>(15) 「<u>56 条第 4 項の規定による試験自動車の認定要領</u>」とは、道路運送車両の保安基準第 56 条第 4 項の規定による試験自動車の認定要領について(平成 14 年 10 月 25 日付け国自審第 883 号) 別添の道路運送車両の保安基準第 56 条第 4 項の規定による試験自動車の認定要領をいう。</p> <p>(16) 「<u>58 条の 3 の規定による自動車の認定要領</u>」とは、<u>道路運送車両の保安基準第 58 条の 3 の規定による自動車の認定要領について(依命通達)(令和 8 年 2 月 16 日付け国自審第 2560 号) 別添の道路運送車両の保安基準第 58 条の 3 の規定による自動車の認定要領をいう。</u></p> <p>(17) 「協定規則」とは、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定(平成 10 年条約第 12 号)に基づく規則をいう。</p> <p>(18) 「認定証」とは、協定規則に定める認定証をいう。</p> <p>(19) 「審査・リコール課」とは、国土交通省物流・自動車局審査・リコール課をいう。</p> <p>(20) 「型式指定申請」とは、国土交通大臣に対して行う、型式指定規則第 2 条の規定による指定の申請、共通構造部指定規則第 2 条の規定による指定の申請及び装置指定規則第 3 条の規定による指定の申請をいう。</p> <p>(21) 「型式指定申請等」とは、型式指定申請、国土交通大臣に対して行う、型式認証実施要領別添 2 新型自動車取扱要領第 2 第 1 項の規定による届出(以下、「新型届出」という。)、同取扱要領第 4 第 1 項の規定による変更の届出(以下、「新型変更届出」という。)、輸入車特別取扱別紙輸入自動車特別取扱要領第 1 第 1 項の規定による届出(以下、「PHP 届出」という。)、同要領第 6 の規定による変更の届出(以下、「PHP 変更届出」という。)、<u>56 条第 4 項の規定による試験自動車の認定要領 6. の規定による認定の申請、同要領 11. の規定による変更の承認の申請、58 条の 3 の規定による自動車の認定要領第 5 の規定による認定の申請及び同認定要領</u></p>	<p style="text-align: center;">審査関係連絡事項</p> <p>1. 用語の定義</p> <p>本文における用語の定義は、次に定めるところによります。</p> <p>(1) ～ (14) (略)</p> <p>(15) 「<u>大臣認定要領</u>」とは、道路運送車両の保安基準第 56 条第 4 項の規定による試験自動車の認定要領について(平成 14 年 10 月 25 日付け国自審第 883 号) 別添の道路運送車両の保安基準第 56 条第 4 項の規定による試験自動車の認定要領をいう。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(16) 「協定規則」とは、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定(平成 10 年条約第 12 号)に基づく規則をいう。</p> <p>(17) 「認定証」とは、協定規則に定める認定証をいう。</p> <p>(18) 「審査・リコール課」とは、国土交通省物流・自動車局審査・リコール課をいう。</p> <p>(19) 「型式指定申請」とは、国土交通大臣に対して行う、型式指定規則第 2 条の規定による指定の申請、共通構造部指定規則第 2 条の規定による指定の申請、<u>装置指定規則第 3 条の規定による指定の申請をいう。</u></p> <p>(20) 「型式指定申請等」とは、型式指定申請、国土交通大臣に対して行う、型式認証実施要領別添 2 新型自動車取扱要領第 2 第 1 項の規定による届出(以下、「新型届出」という。)、同取扱要領第 4 第 1 項の規定による変更の届出(以下、「新型変更届出」という。)、輸入車特別取扱別紙輸入自動車特別取扱要領第 1 第 1 項の規定による届出(以下、「PHP 届出」という。)、同要領第 6 の規定による変更の届出(以下、「PHP 変更届出」という。)、<u>大臣認定要領 6. の規定による認定の申請及び同要領 11. の規定による変更の承認の申請をいう。</u></p>

新	旧
<p><u>第 12 の規定による変更の申請をいう。</u></p> <p><u>(22)</u> 「申請者等」とは、型式指定申請等を行う者をいう。</p> <p><u>(23)</u> 「申請自動車製作者等」とは、型式指定申請を行う者のうち、自動車を製作することを業とする者又はその者から当該自動車を購入する契約を締結している者であって当該自動車を本邦に輸入することを業とするものをいう。</p> <p><u>(24)</u> 「審査に係る書面」とは、型式指定申請等に際し、研究所あてにご提出いただくことが定められている書面をいう。</p> <p><u>(25)</u> 「ミーティング」とは、型式指定申請等に際し、研究所あてにご説明いただくことが定められている事項及び実施する試験項目に関する事項等の打ち合わせを行う会議をいう。</p> <p><u>(26)</u> 「先行受託試験」とは、自動車等の先行受託試験取扱規程（平成 28 年 4 月 1 日付け規程第 29 号）に基づく試験をいう。</p> <p><u>(27)</u> 「技術的検証」とは、型式指定申請に係る技術的検証取扱規程（平成 28 年 10 月 24 日付け規程第 68 号）に基づく検証をいう。</p> <p>2. ～3.6.（略）</p> <p>4. 審査に係る書面関係</p> <p>4.1. 審査に係る書面については、原則として、国土交通省での型式指定申請等の受付を希望する日の 9 日前（<u>PHP 届出、PHP 変更届出、58 条の 3 の規定による自動車の認定要領第 5 の規定による認定の申請及び同認定要領第 12 の規定による変更の申請にあつては当日</u>）までにご提出ください。</p> <p>なお、押印・サイン等が必要な書面以外については、電磁的記録にて作成された PDF（Portable Document Format）形式にてご提出いただくことも可能ですので、必要に応じてご相談ください。</p> <p>4.2. ～ 6.4.1.（略）</p> <p>別表 1～別表 2（略）</p> <p>様式 1～様式 2（略）</p>	<p><u>(21)</u> 「申請者等」とは、型式指定申請等を行う者をいう。</p> <p><u>(22)</u> 「申請自動車製作者等」とは、型式指定申請を行う者のうち、自動車を製作することを業とする者又はその者から当該自動車を購入する契約を締結している者であって当該自動車を本邦に輸入することを業とするものをいう。</p> <p><u>(23)</u> 「審査に係る書面」とは、型式指定申請等に際し、研究所あてにご提出いただくことが定められている書面をいう。</p> <p><u>(24)</u> 「ミーティング」とは、型式指定申請等に際し、研究所あてにご説明いただくことが定められている事項及び実施する試験項目に関する事項等の打ち合わせを行う会議をいう。</p> <p><u>(25)</u> 「先行受託試験」とは、自動車等の先行受託試験取扱規程（平成 28 年 4 月 1 日付け規程第 29 号）に基づく試験をいう。</p> <p><u>(26)</u> 「技術的検証」とは、型式指定申請に係る技術的検証取扱規程（平成 28 年 10 月 24 日付け規程第 68 号）に基づく検証をいう。</p> <p>2. ～3.6.（略）</p> <p>4. 審査に係る書面関係</p> <p>4.1. 審査に係る書面については、原則として、国土交通省での型式指定申請等の受付を希望する日の 9 日前（<u>PHP 届出及び PHP 変更届出にあつては当日</u>）までにご提出ください。</p> <p>なお、押印・サイン等が必要な書面以外については、電磁的記録にて作成された PDF（Portable Document Format）形式にてご提出いただくことも可能ですので、必要に応じてご相談ください。</p> <p>4.2. ～ 6.4.1.（略）</p> <p>別表 1～別表 2（略）</p> <p>様式 1～様式 2（略）</p>

附則（令和 8 年 3 月 2 日 自交審第 1274 号）
本取扱いは、令和 8 年 3 月 2 日から実施する。